

# 生駒市建設工事入札等心得書

## 第一章 総則

### (目的)

第1条 この心得書は、生駒市が発注する建設工事の請負及び設計業務等の委託に伴う競争入札（以下「入札」という。）に関し、地方自治法（以下「法」という。）、地方自治法施行令（以下「令」という。）、生駒市契約規則（以下「規則」という。）その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (入札参加資格)

第2条 次のいずれかに該当する者は、入札の参加資格を失い、入札に参加できないものとする。

- (1) 令第167条の4各項各号の規定に該当する者
- (2) 破産法による破産手続開始の決定を受けている者
- (3) 民事再生法による再生手続開始の申立をしている者（再生計画の開始決定を受けている者を除く。）
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てをしている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (5) 生駒市長による建設工事等に係る入札参加停止の措置を受けている者

### (建設工事の資格)

第3条 前条に定める者のほか、建設工事の請負の場合にあっては、次のいずれかに該当する者は、入札の参加資格を失い、入札に参加できないものとする。

- (1) 建設業法第3条の規定による建設業の許可を有しない者
- (2) 建設業法第27条の27の規定による経営規模等評価結果通知書を受けていない者
- (3) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けている者

### (委託業務の資格)

第4条 第2条に定める者のほか、次の各号に掲げる業務の場合にあっては、それぞれ当該各号に定める者は、入札の参加資格を失い、入札に参加できないものとする。

- (1) 測量業務 測量法第55条の5第1項の規定による登録をされていない者
- (2) 建築設計業務 建築士法第23条の3第1項の規定による登録をされていない者
- (3) 建設コンサルタント業務 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第5条の規定による登録をされていない者
- (4) 地質調査業務 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第5条の規定による登録をされていない者

- (5) 補償コンサルタント業務 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第5条の規定による登録をされていない者（用語の意義）

第5条 この心得書において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加資格者とは、令第167条の5の2の規定により一般競争入札に係る競争入札参加資格の確認を得た者若しくは確認を得ようとする者又は令第167条の12第2項の規定により指名競争入札に係る指名を受けた者をいう。
- (2) 入札者とは、入札書を提出又は投函する者をいう。
- (3) 代理人とは、入札参加資格者が当該入札に関する権限を委任する相手方をいう。
- (4) 代理入札とは、入札参加資格者が代理人に入札させることをいう。
- (5) 入札金額とは、入札書に記載する金額をいう。
- (6) 事前説明とは、入札参加資格者に契約の条件を示すために必要な図書を閲覧に供することをいう。
- (7) 質問回答とは、入札に関する条件及び契約の条件に関する質疑及びこれに対する応答をいう。
- (8) 入札担当職員とは、入札の事務に従事する者をいう。
- (9) 契約担当職員とは、契約の事務に従事する者をいう。
- (10) 工事担当職員とは、契約の施工又は履行に関する事務に従事する者をいう。
- (11) 電子入札とは、電子入札システムによる入札の方法をいう。
- (12) 本件責任者とは、代表者又は入札に関する権限の委任を受けた者をいう。
- (13) 担当者とは、入札に関する事務を担当する者をいう。

### (入札に関する条件)

第6条 入札に関する条件は、令第167条の6第2項の規定により、次のとおりとする。

- (1) 質問回答の方法に関すること。
- (2) 入札の方法に関すること。
- (3) 代理入札の方法に関すること。
- (4) 工事費内訳書又は積算内訳書（以下「内訳書」という。）の提出に関すること。
- (5) いかなる名称を問わず、入札の事務に関し提出を求める書面に関すること。
- (6) いかなる方法を問わず、入札の事務に関し入札担当職員が説明又は指示する事項

### (契約の条件)

第7条 契約の条件は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事請負契約書又は設計業務等委託契約書に定める事項
- (2) 図面、仕様書及び特記仕様書並びに施工又は

履行に関する書面（以下「設計図書」という。）  
に定める事項

- (3) 施工又は履行に関する質疑応答の事項
- (4) 契約書の作成に関する事項
- (5) 契約保証に関する事項（市長が必要と認めた場合に限る。）
- (6) 前払金の有無に関する事項
- (7) 部分払金の有無に関する事項
- (8) 契約の事務に関し提出を求める書面の記載事項
- (9) いかなる方法を問わず、施工又は履行に関し契約担当職員又は工事担当職員が説明又は指示する事項

## 第二章 事前説明及び質疑応答 （事前説明）

第8条 事前説明の実施については、日時、場所及び方法並びに第6条に掲げる入札に関する条件を、入札参加資格者に書面で通知又は公告する。

- 2 指名競争入札において前項の通知書の交付にあたり、入札担当職員が指定する日時に交付を受けなかった入札参加資格者は、失格とする。
- 3 事前説明の内容は、前条に掲げる契約の条件とする。

（質問回答）

第9条 施工又は履行に関する質問は、あらかじめ定めた日時及び方法により工事担当課に行うものとする。

- 2 前項の質問内容は、入札参加者に通知なく、閲覧又は生駒市公式ホームページ等の掲載により公表する。
- 3 第1項の質問に対する回答は、口頭、書面、ファクシミリ、電子メール、閲覧又は生駒市公式ホームページ等における掲載により行うものとする。
- 4 入札の事務に関する質問回答は、入札担当課に口頭で行うものとする。

第10条 入札に付す案件について、次に掲げる質問回答は、行わないものとする。

- (1) 第6条に掲げる入札に関する条件を定めた方針及びその理由
- (2) 第7条に掲げる契約の条件を定めた方針及びその理由
- (3) 要旨を同じとする再度の質問
- (4) 前条第1項の方法等によらない質問
- (5) 入札参加資格者以外の者からなされた質問

2 公務の執行上、事務に支障が生じる恐れがあるときは、質問回答を打ち切るものとする。

（条件の承諾）

第11条 次に掲げる事項を承諾しない入札参加資格者は、失格とする。

- (1) 第6条に掲げる入札に関する条件
- (2) 第7条に掲げる契約の条件

- (3) 質問回答の日時及び方法
- (4) 質問に対する回答の内容  
（内訳書）

第12条 内訳書は、入札参加資格者が第6条に掲げる入札に関する条件及び第7条に掲げる契約の条件に基づき自らの採算性を踏まえ見積り作成しなければならない。

2 入札にあたり、前項の内訳書の提出がない入札参加資格者は、失格とする。

3 次のいずれかに該当する内訳書は提出のないものとみなし、当該入札参加資格者は、失格とする。

- (1) 入札参加資格者の記名がないもの
- (2) 内訳事項の項目及び金額に関する表記がないもの
- (3) 内訳事項の項目及び金額に関する表記が判読しがたいもの

- (4) 入札件名に関する表記がないもの
- (5) 入札件名が当該案件と特定できないもの
- (6) 内訳事項の金額に違算のあるもの
- (7) 内訳事項に値引き表示のあるもの

4 提出を済ませた内訳書は、返却しないものとする。

5 提出を済ませた内訳書は、情報公開の対象とする。

## 第三章 入札者の基本 （入札保証金等）

第13条 入札参加資格者は、入札執行前に見積価格の100分の5以上の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしなければならない。ただし、入札保証金を免除された場合は、この限りでない。

2 前項の入札保証金は、規則第4条及び第5条の規定による。

3 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者の決定後において入札参加資格者に預り書と引換えにこれを還付する。ただし、落札者に対しては、契約の締結後において還付する。

4 第1項の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供がない入札参加資格者は、失格とする。

（入札金額）

第14条 入札金額は、入札参加資格者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税に相当する額を見込まない金額とする。ただし、落札金額は、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

（入札者）

第15条 入札者は、入札参加資格者又は代理人で

なければならない。ただし、郵便入札及び電子入札の場合、入札者は入札参加資格者でなければならない。

2 入札者は、入札参加資格者1者につき1名とする。

3 次に掲げる入札者は、失格とする。

(1) 1件の入札につき2以上の入札参加資格者のために入札を行った者

(2) 第6条に掲げる入札に関する条件に違反した者  
(入札書)

第16条 入札書は、次に掲げる事項を明らかにしていなければならない。

(1) 入札に付す件名

(2) 入札金額

(3) 入札者(代理入札の場合は代理人とする。)の記名

(4) 本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先(ただし、電子入札の場合はこの限りでない。)

2 入札書は、封筒に入札に付す件名及び入札参加資格者の名称を明記し封書にしなければならない。ただし、電子入札の場合はこの限りでない。

3 提出又は投函を済ませた入札書は、入札金額の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

4 入札書の提出又は投函をもって、入札参加資格者は、第11条に掲げる事項について承諾したものとみなす。

(入札書の無効)

第17条 次のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 前条第1項各号に定める事項を欠く入札書

(2) 入札金額を訂正又は書換えした入札書

(3) 入札金額を判読しがたい入札書

(4) 数字又は文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札書

(5) 内訳書の合計金額と異なる金額の入札書

(6) 1件の入札につき1名の入札者よりなされた2通以上の入札書

(7) 入札参加資格者及び代理人以外の者が提出又は投函した入札書

(8) 鉛筆やシャープペンシルによって記載された入札書

(9) 封書によらず提出又は投函された入札書(電子入札の場合を除く)

(10) 入札書が真正なものであることが確認できないとき

(11) 郵便入札及び電子入札においては、前各号に定めるもののほか、別に定めるものとする。

#### 第四章 代理入札

(代理入札)

第18条 代理入札の場合において入札参加資格者は、1件の入札につき1通の委任状を作成のうえ、

入札の執行に際し当該委任状を代理人に持参させなければならない。

2 代理入札の場合において、次に掲げるときは、失格とする。

(1) 委任状の提出がないとき

(2) 1件の入札につき2以上の入札参加資格者の代理人になっているとき  
(委任状)

第19条 代理入札に必要な委任状は、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

(1) 入札に付す件名

(2) 入札参加資格者(委任者)が委任する権限

(3) 入札参加資格者(委任者)の記名押印又は署名

(4) 代理人(受任者)の氏名

(委任状の無効)

第20条 次のいずれかに該当する委任状は無効とし、当該委任状を発した入札参加資格者は当該入札の参加資格を失うものとする。

(1) 前条各号に定める事項を明らかにしていない委任状

(2) 1件の入札につき入札参加資格者が他の入札参加資格者に対して発した委任状

(3) 1件の入札につき1名の代理人に対し2以上の入札参加資格者が発した委任状

#### 第五章 入札執行

(入札執行)

第21条 入札の執行にあたり、入札に関係のない者は、入札室に立ち入ることができないものとする。

2 入札の執行にあたり、入札参加資格者又は代理人が、遅刻又は欠席したときは失格とする。

3 入札の回数は、1回とする。

4 指名競争入札の場合において入札者が1名になったときは、入札を取りやめるものとする。ただし、一般競争入札の場合においては、この限りでない。

(落札者の決定)

第22条 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の入札金額で入札した者を落札者とする。ただし、総合評価落札方式による場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、最低制限価格制度を採用した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札金額で入札した者のうち、最低の入札金額で入札した者を落札者とする。

3 落札者となるべき同価格の入札者が2名以上あるときは、令第167条の9の規定により当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

4 前項の場合において、くじ引きを辞退又は棄権することはできない。この場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるとき

は、これに代わり入札の事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 落札者を決定した場合は、直ちに落札金額及び落札者名を発表する。

6 落札者がいない場合は、再度の公告又は指名替のうえ、後日改めて入札を行う。ただし、市長が必要と認める場合は、随意契約ができるものとする。

(入札辞退)

第23条 入札者が入札を辞退しようとするときは、入札を辞退する旨を書面で表し、これを入札担当職員に提出するものとする。

## 第六章 公正な入札の確保

(入札談合及び入札妨害)

第24条 入札参加資格者及びその関係者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為

(2) 刑法第96条の3第1項又は第2項の規定に抵触する行為

(入札執行の取り止め)

第25条 前条各号に掲げる行為があると疑いに足りる事実があるとき、又は当該行為に関する情報があるときは、入札参加資格者に通知せずして、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 公正取引委員会又は捜査機関に通報し、関係する書面を送付すること。

(2) 入札及び契約を延期又は取り止めること。

(3) 落札の決定及び契約を無効にすること。

(4) くじにより入札参加資格者を制限すること。

(くじによる制限)

第26条 前条第4号のくじは、入札の案件ごとに行うものとする。

2 入札者は、前項のくじを辞退することはできないものとする。

3 くじにあたり、第11条、第12条、第15条、第18条、第19条及び第20条の規定を準用する。

## 第七章 契約

(契約保証金等)

第27条 落札者は、落札決定後すみやかに契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供をしなければならない。ただし、契約保証金を免除された場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金は、規則第21条、第22条及び第23条の規定による。

(契約書等)

第28条 契約書の作成及び提出は、規則第19条、第19条の2、第19条の3及び第20条の規定による。

(施工又は履行の変更)

第29条 施工又は履行に際し、設計図書、質疑応答の内容その他契約の条件が現状と一致しないとき、又は変更が生じるときは、建設工事請負契約書又は設計等委託契約書の規定に基づき、工事目的物(成果品を含む。)、契約金額、工期その他必要な事項について工事担当課と協議のうえ決定するものとする。

## 第八章 その他

(電子入札に関する事項)

第30条 この心得書に定めるもののほか、電子入札に関して必要な事項は別に定める。

(総合評価落札方式に関する事項)

第31条 この心得書に定めるもののほか、総合評価落札方式に関して必要な事項は別に定める。

(異議の申立て)

第32条 入札参加資格者及び代理人は、入札後において、入札に関する条件及び契約の条件並びにこの心得書について、不知又は不明を理由として異議を申立てることができないものとする。

(無効又は失格)

第33条 事前説明、質疑応答、入札及び契約にあたり、次に掲げる事項に違反する場合には、無効又は失格とする。

(1) 法、令、条例及び規則並びにこの心得書に定める事項

(2) 建設工事請負契約書又は設計業務等委託契約書に定める事項

(3) 第6条に掲げる入札に関する条件

(4) 第7条に掲げる契約の条件

(5) 入札担当職員、契約担当職員又は工事担当職員が指示する事項

2 前項の無効又は失格は、令第167条の4第2項の規定を準用し、3年間に限度に入札に参加させないことができる。

## 附 則

この心得書は、平成14年7月1日から適用する。

## 附 則

この心得書は、平成18年12月15日から適用する。

## 附 則

この心得書は、平成20年9月1日から適用する。

## 附 則

1 この心得書は、平成22年6月1日から適用する。

2 改正後の心得書の規定は、平成22年6月1日以後に入札公告を行う案件について適用し、同日前に入札公告を行った案件については、なお従前

の例による。

附 則

- 1 この心得書は、平成23年7月1日から適用する。
- 2 改正後の心得書の規定は、平成23年7月1日以後に入札公告を行う案件について適用し、同日前に入札公告を行った案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この心得書は、平成25年7月1日から適用する。
- 2 改正後の心得書の規定は、平成25年7月1日以後に入札公告を行う案件について適用し、同日前に入札公告を行った案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この心得書は、平成27年1月1日から適用する。
- 2 改正後の心得書の規定は、平成27年1月1日以後に入札公告を行う案件について適用し、同日前に入札公告を行った案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この心得書は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の心得書の規定は、令和4年4月5日以後に入札公告を行う案件について適用し、同日前に入札公告を行った案件については、なお従前の例による。